

申 請 者 様

宮 田 村 長  
(担当課 住民課)

一般廃棄物処理業（収集運搬業、処分業）の許可申請について

一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条により、村長の許可を受けなければなりません。

許可には次の事項が要件となりますので、確認の上、別紙により許可申請の手続をしてください。

1. 許可は2年毎に更新を受けなければその効力を失います。
2. 「宮田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定により、次の区分による許可申請手数料の納付が必要です。

①許可申請書（新規）	1件につき	12,000円
②継続許可申請	1件につき	10,000円
③変更許可申請	1件につき	3,000円
④許可証再交付申請	1件につき	1,000円

3. 次の各号に適合しなければ許可は受けられません。
  - (1) 申請内容が村長が定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
  - (2) 事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること。
  - (3) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
- ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行

を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者  
＝ ニ以下ヌまで省略 ＝

(注) 政令で定める法令とは

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

4. 一般廃棄物の収集運搬業者又は、一般廃棄物処分業者は一般廃棄物処理基準に従い、収集若しくは運搬又は処分を行わなければなりません。
5. 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはなりません。
6. 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は帳簿を事業所ごとに備え一般廃棄物の処理について厚生労働省令で定める事項（収集又は運搬・・・イ、 収集又は運搬年月日 ロ、 収集区域又は受入先 ハ、 運搬方法及び運搬先毎の運搬量・処分・・・イ、 受入又は処分年月日 ロ、 受入先毎の受入量 ハ、 処分方法毎の処分量 ニ、 処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量）を記載しなければなりません。
7. 帳簿は1年毎に閉鎖し、閉鎖後5年間事業所ごとに保存しなければなりません。
8. 許可証は、事業所等の見やすい場所に掲示すること。